

四万十町人権尊重のまちづくり条例（案）

（前文）

日本最後の清流といわれる四万十川が流れ、山・川・海の自然が美しいまち四万十町は、日本の原風景にたとえられ、豊かな自然に育まれた多彩な文化や歴史のなかで、季節感があり大らかでぬくもりのある暮らしは、相手を思いやり、人と人とのつながりを大切に作る温かで豊かな心を育んできました。

思いやりや人と人とのつながりを大切に作る心は、自然の恵みを受けて暮らす私たちの文化であり、お接待というおもてなしに代表される独特の風土を醸成しています。私たち一人ひとりがこの思いを大切に、次世代に守り伝えることが求められています。

私たち、すべての人間は、生まれながらにして自由、平等であり、個人として尊ばれ、人として生きる権利を持っています。日本国憲法や世界人権宣言において基本的人権の尊重を大きな柱として掲げ、ジェンダー平等の実現や子どものいじめ、高齢者の虐待、障がい者への偏見等、あらゆる立場の人の不平等や人権侵害をなくし、差別のない社会の実現を目指しています。

この条例は、人と人とのつながりや思いやりを大切に、すべての人の人権が尊重され、だれも傷つかない、だれも傷つけない、そしてだれもが能力や個性を発揮して生き生きと暮らすことができるまちを目指し、制定するものです。

（目的）

第1条 この条例は、人権が尊重されるために基本理念を示し、町の責務並びに町民及び団体の役割を明らかにするとともに、あらゆる人権に関する問題への取り組みを推進するために必要なことを定め、全ての人の人権が尊重され生き生きと暮らすことができる社会を実現することを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとします。

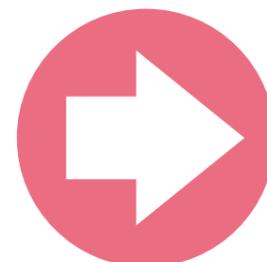
- 町民 町の区域内（以下「町内」という。）に居住する者、勤務する者、在学及び滞在する者をいいます。
- 団体 町内に事務所又は事業所を置き、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う団体をいいます。
- 関係機関 国、高知県、警察署、他自治体、人権の啓発並びに教育及び相談等に関わる活動を行う団体をいいます。

（基本理念）

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持ち、かけがえのない個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有していることを基本として行います。

（町の責務）

第4条 町は、町民や団体の人権尊重の意識を高めるとともに、人権尊重のまちづくりに必要な人権施策を積極的に推進します。



要約

わかりやすく
まとめました

尊重

価値あるもの、
尊いものとして、
大切にすること。

（前文）

私たちは、豊かな自然に囲まれた環境、文化、歴史のなかで、温かで豊かな心を育んできました。また「お接待」にみられるおもてなしの風土があります。それらを、次の世代にも伝えていくことが大切だと考えています。

一方で「深い人権意識」がきちんと根付いて来たかと言えば、そうとは言えないこともたくさんあります。古くからの慣習や、間違っただけの思い込み、あるいは知識や教養の不足などから、思いもかけず、また、気づかないところで誰かの心を傷つけてしまっていたこともあるでしょう。

そこで、あらためて人権についての意識と知識を深めて、日本国憲法や世界人権宣言にあるように、ジェンダー平等の実現や子どものいじめ、高齢者の虐待、障がい者への偏見等、あらゆる立場の人の不平等や人権侵害をなくし、差別のない社会を実現していくために、条例を作りました。

第1条（条例の目的と手順）

目的：すべての人の人権が守られ、すべての人が生き生きと暮らすこと。

手順：すべての人の人権が守られるための考え方を示して、町の責任・町民の役割
各種団体の役割をはっきりさせ、人権が守られるためのすべての取り組みを進めるのに必要なことを定めていく。

第2条（条例の中で使われている言葉について）

- 町民：町内に住んでおられる人・勤務しておられる人・在学・滞在中におられる人。
- 団体：町内に事務所又は事業所を置いて、営利、非営利に関係なく、事業その他の活動をされている団体。
- 関係機関：国・高知県・警察署・四万十町以外の自治体・人権の啓発や教育、相談などに関わる活動を行われている団体。

第3条（基本とする考え方）

すべての人は生まれながらにして基本的人権を持ち、かけがえのないひとりの人間として誰からも尊重され、それぞれが自分らしく生きる権利を有していることを基本としています。

第4条（町がやらなければならないこと）

町民や団体の人権尊重の意識を高める。

人権尊重のまちづくりに必要な対策や計画を積極的に行います。

(町民の役割)

第5条 町民は、互いに尊重し、互いの権利を守り、人権尊重のまちづくりの担い手であることを認識して、学校、家庭、職場、地域その他あらゆる生活の場において人権を尊重するとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めます。

(団体の役割)

第6条 団体は、団体の活動にかかわる者の権利を守り、人権を尊重するとともに、町が実施する人権施策に協力するよう努めます。

(推進体制の充実)

- 第7条 町は、人権尊重のまちづくりを効果的に推進するため、関係機関との連携を進めるとともに、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定します。
- 2 町長は、基本計画の策定にあたっては、あらかじめ第10条第1項に規定する四万十町人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴かなければなりません。
 - 3 前項の規定は、基本計画の変更について準用します。
 - 4 町は、基本計画に基づき人権施策を推進するとともに、関係機関と連携して推進体制を充実します。

(教育及び啓発の充実)

第8条 町は、町民及び団体に人権が身近なものとなるよう、関係機関と連携し、人権教育と、人権啓発を行います。

(相談及び支援体制の充実)

第9条 町は、あらゆる人権問題を気軽に相談でき、必要な支援が行えるよう、関係機関と連携し、相談及び支援体制を整備します。

(審議会)

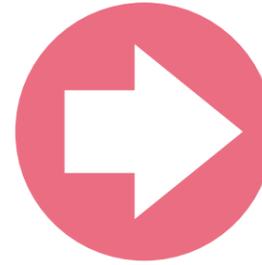
- 第10条 本町の人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を審議するため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置します。
- 2 審議会は、人権尊重のまちづくりに関する事項について、町長に意見を述べることができます。
 - 3 審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定めます。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

附 則

この条例は、公布の日から施行します。



第5条 (町民の役割)

町民は、お互いの存在を尊重し合い、お互いの権利を守り合い、人権尊重のまちづくりの一員（当事者）であることを自覚して、学校、家庭、職場、地域その他すべての生活の場で、すべての人の人権を守るとともに、町が行う人権対策や取り組みに協力するよう努めます。

第6条 (団体の役割)

団体は、団体の活動にかかわるすべての人の権利を守り、人権を尊重し、町が行う人権対策や取り組みに協力するよう努めます。

第7条 (実現していける仕組みを作っていくために)

- ①町は、関係機関と協力する。
町は、人権対策や取り組みの基になる計画（以下「基本計画」という。）を作ります。
- ②町長は、基本計画を作るときに、あらかじめ第10条にある「四万十町人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴かなければなりません。
- ③基本計画を変更する場合も、②と同じく「四万十町人権尊重のまちづくり審議会」の意見を聴かなければなりません。
- ④町は、基本計画に沿って人権対策や取り組みを進めていき、関係機関と協力して、実現していける仕組みを作っていきます。

第8条 (人権意識と知識の向上のために)

町は、関係機関と協力し、すべての町民や団体の、人権についての意識と知識が深まるための活動をしていきます。

第9条 (相談と支援の仕組み)

町は、すべての町民や団体が、すべての人権問題を気軽に相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関と協力し、相談や支援の仕組みを作ります。

第10条 (審議会：検討、相談するところ)

- 四万十町が人権尊重のまちづくりを実現していくために必要なことを、さまざまな角度から考え、検討し合うため、四万十町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置きます。
- ・審議会は、人権尊重のまちづくりにかかわることがらについて、町長に意見を述べることができます。
 - ・審議会の仕組みや進め方について必要なことからは、別に規則で定めます。

第11条 (委任)

この条例を実行していくために必要なことからは、規則で定めます。

附 則 (付け足し)

この条例は、公布の日から実行していきます。